

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 市民生活相談課
指 摘	八尾ふらっと館マルチホールの行政財産使用料において、歳入科目を行政財産使用料分は使用料、光熱水費分は雑入とすべきところ、全額を使用料としていたものが見受けられた。また、旧山田情報センターの使用料について、財産貸付収入とすべきところ、雑入としていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の八尾ふらっと館の行政財産使用料については、令和3年度の使用分から使用料分は使用料、光熱水費は雑入とすることに改めた。また、旧山田情報センターの使用料について、令和3年度の使用料から財産貸付収入とすることに改めた。今後、富山市行政財産使用料条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 男女参画・市民協働課
指 摘	富山市男女共同参画地域推進事業委託において、完成検査復命書及び精算伝票の決裁をもって、支出負担行為変更決定書を別途経伺として処理していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	今後、同様の事例が発生した際には、富山市会計規則第60条に基づき、適正に事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 男女参画・市民協働課
指 摘	附属機関（富山市公募提案型協働事業審査委員会）の委員に対し、審査会出席に係る費用弁償が支払われていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	附属機関（富山市公募提案型協働事業審査委員会）の委員に対する費用弁償については、指摘を受け令和4年度当初要求において、予算措置を行ったところである。今後、費用弁償の支払いについては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第5条に基づき、適正に執行してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 男女参画・市民協働課
指 摘	週休日に勤務した時間について、超過勤務手当135/100を支給すべきところ、給与関係実績報告書の入力誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	支給漏れの超過勤務手当については令和3年11月に職員課へ修正の申告を行い、令和3年12月分給与にて差額分を支給した。 今後は、富山市職員の給与に関する条例第19条に定める手続きを遵守するよう決裁時の確認を徹底してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 男女共同参画推進センター
指 摘	<p>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の週休日に行った1日の勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行ったことによる超過勤務手当相当額の報酬については、令和4年1月に修正の申告を行い、令和4年2月支給分の報酬において追加支給を行った。今後、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則や富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課
指 摘	ア 給与関係実績報告書の入力誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ア 超過勤務手当の過小支給の指摘について、職員課給与係に確認したところ、起案・決裁した給与関係実績報告書では時間数が誤っていたものの、人事給与システムには最終的に正しい時間で入力されていた。 なお、超過勤務命令簿・給与関係実績報告書の記載誤りについては修正を完了している。 今後は、同様の誤りを起こさないよう、合議・決裁の段階で入力内容をチェックするよう徹底してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 牛岳温泉スキー場
指 摘	ア 行政財産使用料等の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘を受け、令和4年1月から行政財産使用料の納入期限を20日以内とした。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 牛岳温泉スキー場
指 摘
ウ 概算払いの旅費の精算において、帰着後5日以内に処理されていなかったの で、改善を図られたい。
措 置 状 況
令和4年度以降、概算払いの旅費があれば、その精算は指摘どおり帰着後5日以内 に処理を行うものとするよう、課内での周知徹底を行った。。 今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 牛岳温泉スキー場
指 摘	オ 行政財産の目的外使用に係る使用料において、光熱水費等の実費相当額として電気代を徴収していなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>電力使用料の実費相当分については令和3年度の電力使用料から徴収を開始したところである。</p> <p>今後は富山市行政財産使用料条例に基づき、電気使用料の徴収を適正に行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 牛岳温泉スキー場
指 摘
カ AEDについて、備品台帳に記載されていなかったもので、改善を図られた い。
措 置 状 況
AEDについては、指摘を受けて直ちに備品台帳に記載を行いました。 今後、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 牛岳温泉スキー場
指 摘
<p>キ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。</p> <p>(ア) 同一週を超える勤務時間の割振り変更を行ったため、その週の勤務時間が38時間45分を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当25/100が支給されていなかった。</p> <p>(イ) 支給対象となる時間数を誤って記載していたことにより、過大支給となっていた。</p>
措 置 状 況
<p>超過勤務手当の過小又は過大支給があった者については、給与関係実績報告書の訂正を行い、令和4年4月15日支給の給与で減額又は増額の調整を行うこととしました。</p> <p>今後、毎月末の勤務実績集計作業の際は確認を徹底し、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p>